

第 19 回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 25 年(2013 年)12 月 17 日 (火) 13 時 30 分～15 時 10 分

◇ **場 所** 横須賀市消防局庁舎 3 階第 2 ・ 3 会議室

◇ **議 事**
(1) 横須賀市景観計画及び景観条例の改正について (審議)

◇ **出席者**

委員 11 名

委員長職務代理者(議長)・吉田慎悟、河上俊昭、国吉直行、小林正美、
佐倉和文、田口敦子、富澤喜美枝、白木義治、松下啓一、増田務、山畑信博
(欠席 2 名 委員長・曾根幸一、菊竹雪)

事務局 6 名

市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・木下光雄、屋外広告物係長・加藤英明、
主任・遠藤盛久、主任・境高宏、主任・宇野澤真紀子

◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 13 人のうち 11 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また議長から議事録署名委員として、富澤委員と白木委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 横須賀市景観条例及び景観計画の改正について（審議）

(1) 事務局から説明

資料3及び当日配布資料1のとおり。

(2) 質疑・意見等

●質問（山畑委員）

アクセント色の計算をする際、外観に関する定義のところ、開口部も含めて計算をするということであるが、開口部のガラス面の内側から色を貼り付けた場合は適用されるのか。

○回答（事務局）

開口部の外側に貼り付けた場合は適用されるが、内側については行政指導の中で対応していきたいと考えている。

●質問（山畑委員）

例えば、外観の基調色を白にして、ライティングで建物の外観に色を付ける、またプロジェクションマッピングといったようなものもあるが、それらに対する対策などあるか。

○回答（事務局）

今のところ規制の対象として考えていない。

■意見（国吉委員）

ガラスの内側に貼ったものに対しては行政指導、外側に貼ったものは景観法等の適用を受けるということだが、完全に区別する必要があるのか。景観法にはそこまで細かい規定はないので、ガラスの内側に貼ったものに対しても、外観とみなしてよいのではないか。内側であろうとガラスに直接貼ったものは、外観になるのではないか。

行政指導の対象とするのであれば、また、どうしても規制の対象とすることができない理由がないのであれば、最初から規制対象としておいた方がよい。

■意見（河上委員）

ガラスの外側に貼るのは規制対象で、内側ならば派手な色でもいいと思うような業者が出てくるのが危惧される。

■意見（田口委員）

建物のデザイン上の問題でガラスに何かを貼ることと、広告を貼るということは全く別の問題である。広告ではないものをガラスの内側に貼ることに關しては、行政としても何らかの考えを持って、指導をしていかななくてはならないと思う。

それが広告物であった場合は、内側から貼ったものに対しては屋外広告物法の対象ではないので、規制の範囲にはない。非常に悩ましい問題ではあるが、条例で規制できないので、景観計画の中で規制や景観形成指定の地区ごとにガイドラインを作る、といったような方法を取っている。

■意見（国吉委員）

窓の内側に貼ったものについて、外観としての扱いをしても問題ないといった法制度上の確認もした方が良いでしょう。

○回答（事務局）

外観の概念といったものも含めて確認させていただく。

■意見（山畑委員）

東京都の例では、特例小委員会というものがあり、機動的に審査して特例として認めることができる。それが街のにぎわいを生むこともある。

●質問（富澤委員）

今、ガラス面の問題について議論しているが、市内のどこを想定してそういった問題が起こりえると考えるか。

○回答（事務局）

具体的には、既存の元パチンコ店等であった建物に対して、ラッピング的なもので建物全体を覆う中で、ガラス面も含めて覆ってしまう、といったような相談事例があった。その際、広告にはあたらないということで、ガラス面の内側に赤のシールを貼りたいということだった。

あくまで、もともとあった既存の建物に対してデザインを加える際、外側は規制を受けてしまうが、ガラスの内側であれば規制なくデザインできるだろうという考えがみられる。

横須賀中央の千日通りでは、窓面に黄色いシールが貼られている事例はある。

■意見（田口委員）

今、建物デザインなのか広告なのか非常に判別しづらい状況がある。10年ほど前からその心配があったが、大型の印刷が安価で容易にできる技術が進み、商業ビル等において建物全体を覆ってしまうといった工法が増えている。これは建物デザインかもしれないが、そこに含まれているものは情報であり、広告が含まれると思われる。建物デザインであり、外観とした場合、彩度やパーセンテージは基準内になってしまうため、外観の基準として、単純に色彩と%だけでいいのか疑問である。

■意見（佐倉委員）

条例の改正については平易に、皆が分かりやすい方が良い。例えばきちんとやっている業者を公表する等のやり方を行ったりすれば、努力していることが分かりやすいのではないかと。

○回答（事務局）

図等を含んだ分かりやすい解説を別に作成することを考えている。

■意見（松下委員）

改正の内容について、詳しく書き過ぎて困ることがないように、実際の業務の運用で困ることがなければよいのではないかと。

●質問（松下委員）

当日配布資料1のP26に、各面に表れない外観にアクセント色を使用する場合の運用方法があるが、この例は景観的に優れているとは思えないが、この例では認められないということではどうか。景観的に問題なければ認められるのか、優れていないと認めないのか伺いたい。

○回答（事務局）

こういった判断をするにあたっては、景観審議会や専門部会で審議していただきたいと考えている。

■意見（国吉委員）

原則的には5%以下にする前提でアクセント色は抑えていきたいとしているが、外観ではあるが少し内側に入っている箇所等については、5%を超えているような場合でも、街並みの演出にプラスの効果を与えているようなデザインの建物演出は場合によっては認めて良いとする判断ではないか。

その場合、問題がない、というだけではなく、プラスの効果がある、デザイン的に優れているものだけに限って認めるということである。

■意見（富澤委員）

個としてではなく、周辺とのバランスも考慮した上で考えていかなくてはならないと思う。どう優れているかのバランスは難しい。

■意見（吉田議長）

この例にあるような赤色を使用するのならば、商業系の地域なら良いが、住宅街ではなかなか難しいと思う。総合的な判断が必要になってくる。

●質問（吉田議長）

先ほどの松下委員の意見で、書き過ぎているというのは具体的にはあるか。

○回答（松下委員）

特にここという箇所は無いが、問題がないようならいいと思う。

■意見（吉田議長）

当日配布資料1 P26 の、優れていると認めた場合の文言についても少し検討した方が良い。

■意見（松下委員）

公共のものについてはもっと厳しくあるべきである。時間とかではなく、民間のものよりもっと前が出るべきである。民間と同様にしたら、同じでいいのではないかと、思ってしまうのではないかと危惧される。

●質問（富澤委員）

今回、新築をメインに考えているようだが、横須賀市の場合、新築よりも塗り替えが多い。新築の場合は各種届出等あるので景観の届出もあるかと思うが、ちょっとした塗り替えの場合は徹底されていないと思う。この改正も含めて、塗装業者への周知の徹底について具体的な考えを聞かせてほしい。

○回答（事務局）

景観法の適用の中では、外壁の塗り替えの場合も、同様に届出の対象である。周知についても審議会の中でご指摘いただいている中で、広報よこすか10月号での掲載や、景観パトロールの実施等を今後も緻密に行っていきたいと考えている。その中で、現場にて塗装業者の方々に、景観法の手続きの説明をさせていただいたりしている。

○審議結果（吉田議長）

以上の審議により、議案（1）については、一部、検討及び確認を条件に承認することとしてよいか。

○回答（各委員）

異議なし。

以上

議事録署名委員

議事録署名委員
